



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年6月1日（火） 第9905号

目次

ページ

規 則

- 群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（危機管理課） 2
- 群馬県医療法施行細則の一部を改正する規則（医務課） 2

告 示

- 皆伐面積の限度（森林保全課） 3
- 道路の区域変更（道路管理課） 4
- 道路の供用開始（同） 5
- 使用料の収納事務の委託（住宅政策課） 5

公 告

- 土地改良区の定款変更認可（農村整備課） 5
- 同 6

公安委員会規則

- 群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（警務課） 6

公安委員会告示

- 公安委員会が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等の告示の廃止（警務課） 8

警察本部告示

- 群馬県警察本部長等の所管する条例等を根拠とする行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（警務課） 9
- 警察本部長が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等の告示の廃止（同） 9
- 群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則（同） 9

規則

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第百二十一号

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

群馬県災害救助法施行細則(昭和三十五年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「及び住所」を、「住所及び氏名」に改め、「署名押印して」を削る。第十八条中「第二十九条」を「第三十条」に、「災害救助費内訳書及びその明細書に、様式第十五号による被害状況(中間・確定)報告書を添え」を「災害救助費の内訳明細書及び支出に関する証拠書類の謄本を添えて」に改める。

様式第二号から様式第四号までの規定中「㊦」を「㊦」に改める。様式第六号及び様式第七号中「㊦」を削る。

様式第八号表面中「㊦」を「㊦」に改め、同様式裏面中

「㊦」を「㊦」に改める。

様式第十一号及び様式第十三号中「㊦」を削る。

様式第十四号中「㊦」を「㊦」に、「㊦」を「㊦」に改め、別紙及び内訳明細書を削る。

様式第十五号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第百二十二号

群馬県医療法施行細則の一部を改正する規則

群馬県医療法施行細則(昭和四十二年群馬県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号から別記様式第八号の三までの規定中「㊦」を削る。別記様式第九号(その1)中「㊦」を削り、同様式(その2)中

医療機器保守点検計画(医療法施行規則第1条の11第2項第3号)を

医療機器保守点検計画(医療法施行規則第1条の11第2項第3号) 有・無

診療放射線安全利用指針(医療法施行規則第1条の11第2項第3号の2) 有・無

改める。

別記様式第九号の二中「㊦」を削る。

別記様式第十号(その1)中「㊦」を削り、同様式(その5)中

医療機器保守点検計画(医療法施行規則第1条の11第2項第3号) 有・無

医療機器保守点検計画(医療法施行規則第1条の11第2項第3号) 有・無

診療放射線安全利用指針(医療法施行規則第1条の11第2項第3号の2) 有・無

改める。

別記様式第十号の二から別記様式第十三号まで及び別記様式第十五号から別記様式第三十一号の四までの規定中「㊦」を削る。

別記様式第三十一号の五中「利害関係人

」を「利害関係人」に改める。

別記様式第三十二号から別記様式第三十六号までの規定中「㊦」を削る。

別記様式第三十六号の二中「理事」を「理事

」に改める。

別記様式第三十七号、別記様式第三十七号の二及び別記様式第三十九号(その1)中「㊦」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第179号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項に規定する知事が許可すべき皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

令和3年6月1日

群馬県知事 山 本 一 太

皆伐面積の限度を定める区域	保安林の種類	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
神流川	水源かん養保安林	520.23
	土砂流出防備保安林	280.53
	保健保安林	30.52
藤岡市	干害防備保安林	18.88
鏑川	水源かん養保安林	366.50
	土砂流出防備保安林	411.66
	保健保安林	4.50
富岡市	干害防備保安林	1.76
下仁田町	干害防備保安林	6.08
碓氷川	水源かん養保安林	222.21
	土砂流出防備保安林	221.21
	保健保安林	0.98
安中市	干害防備保安林	3.66
烏川	水源かん養保安林	399.74
	土砂流出防備保安林	232.58
	保健保安林	130.40
高崎市	干害防備保安林	18.22
渋川市	干害防備保安林	5.12
吾妻川	水源かん養保安林	771.65
	土砂流出防備保安林	342.32
	保健保安林	20.26
中之条町	干害防備保安林	1.22
東吾妻町	干害防備保安林	11.20

長野原町	防風保安林	0.90
嬭恋村	防風保安林	1.00
利根川上流	水源かん養保安林	668.90
	土砂流出防備保安林	57.60
	保健保安林	12.58
沼田市	干害防備保安林	1.16
川場村	干害防備保安林	5.46
みなかみ町	干害防備保安林	5.04
片品川	水源かん養保安林	1187.20
	土砂流出防備保安林	158.95
	保健保安林	17.96
赤城西南部	水源かん養保安林	136.28
	土砂流出防備保安林	99.33
	保健保安林	18.20
前橋市	防風保安林	4.30
	干害防備保安林	61.74
渡良瀬川西部	水源かん養保安林	580.77
	土砂流出防備保安林	326.21
	保健保安林	112.26
太田市	干害防備保安林	3.44
桐生市	防風保安林	0.40
	干害防備保安林	12.06
みどり市	干害防備保安林	0.48

※ 数値は、国有林及び民有林の合計値

◎群馬県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月1日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	353号	渋川市村上字甲里3681番の1地先から同市同字寺沢3646番の2地先まで	前	10.9～16.9	477.6
			後	10.9～31.3	451.0

◎群馬県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月1日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	353号	渋川市村上字甲里3681番の1地先から同市同字寺沢3646番の2地先まで	令和3年6月1日

◎群馬県告示第182号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の収納の事務を委託した。

令和3年6月1日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 前橋市紅雲町一丁目7-12 群馬県住宅供給公社
- 2 委託した事務の内容 群馬県県営住宅管理条例（昭和35年群馬県条例第32号）第24条に規定する県営住宅の家賃の収納事務
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により南八幡堰土地改良区の定款の変更を令和3年5月24日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年6月1日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により赤郷台地土地改良区の定款の変更を令和3年5月24日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年6月1日

群馬県知事 山本 一 太

■ 公安委員会規則

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

群馬県公安委員会委員長 石田 弘 義

群馬県公安委員会規則第7号

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年群馬県公安委員会規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条及び群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年群馬県条例第20号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第10条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、情報通信技術利用条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 群馬県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、群馬県警察本部長（以下「本部長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 申請等を行う者又は県の機関が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

（この規則の適用を受ける手続等）

第3条 この規則の規定は、公安委員会等に係る手続等（条例等を根拠とする本部長及び署長に係る手続等を除く。）に適用する。

（手続等の告示）

第4条 本部長は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公安委員会等が行う手続等について、その根拠となる法令及び条例等の名称及び条項を告示するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第5条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）

- 第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて本部長が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、申請等を行わなければならない。
- 2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により記載すべきこととされている事項その他本部長が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該電子計算機に送信しなければならない。
- 3 前2項の規定により申請等を行う者は、本部長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべき書面等若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を、併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該電子計算機に送信しなければならない。
- 4 前項の規定により申請等を行う者は、次条第1項各号に掲げる場合を除いて、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべき書面等又は電磁的記録の提出を省略することができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該電子計算機に送信しなければならない。ただし、本部長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるとき又は県の機関が申請等を行う場合において本部長の定める情報処理システムを使用するときは、この限りでない。
- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書
 - (2) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定により登記官が作成した電子証明書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が定める電子証明書
- 6 法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。ただし、本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 7 法令又は条例等の規定により同一の内容の書面等を複数提出すべきこととされている申請等について、第1項から第3項までの規定により申請等が行われたときは、当該申請等に必要な数の書面等が提出されたものとみなす。
- (申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)
- 第6条 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要がある場合
 - (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要がある場合
 - (3) 当該申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法によることが不可能であり、又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
 - (4) 前3号に掲げるほか、本部長の定める場合
- 2 前条の規定により申請等を行う者は、当該申請等のうちに前項各号に掲げる部分がある場合は、本部長の定め

るところにより、速やかに当該部分に係る書面等を提出しなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第7条 公安委員会等は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって本部長が定める技術的基準に適合するものとの電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、前項の規定により処分通知等を行うときは、法令又は条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他本部長が必要と認める事項を、公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該電子計算機に送信しなければならない。

3 公安委員会等は、前2項の規定により処分通知等を行うときは、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを公安委員会等に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、県の機関に対して処分通知等を行う場合で、本部長の定める情報処理システムを使用するときは、この限りでない。

4 法第7条第4項及び情報通信技術利用条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第8条 公安委員会等は、法第8条第1項又は情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第9条 公安委員会等は、法第9条第1項又は情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他本部長が必要と認める事項を、公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 法第9条第3項又は情報通信技術利用条例第6条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置は、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること、又は本部長の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 公安委員会告示

◎群馬県公安委員会告示第23号

公安委員会が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等（平成17年群馬県公安委員会告示第39号）は、廃止する。

令和3年6月1日

群馬県公安委員会委員長 石田弘義

警察本部告示

◎群馬県警察本部告示第2号

群馬県警察本部長等の所管する条例等を根拠とする行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

令和3年6月1日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

群馬県警察本部長等の所管する条例等を根拠とする行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程
群馬県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年群馬県警察本部告示第2号）の全部を改正する。

条例等（群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年群馬県条例第20号）第2条第2号に規定する条例等をいう。）を根拠とする群馬県警察本部長及び警察署長の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する事務等については、群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年群馬県公安委員会規則第7号）の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県警察本部告示第3号

警察本部長が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等（平成17年群馬県警察本部告示第3号）は、廃止する。

令和3年6月1日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

◎群馬県警察本部告示第4号

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則を次のように定める。

令和3年6月1日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則

（趣旨）

第1条 この細則は、群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年群馬県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）及び群馬県警察本部長等の所管する条例等を根拠とする行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和3年群馬県警察本部告示第2号。以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（電子情報処理組織を使用する方法等により公安委員会等が行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項）

第2条 規則第4条及び規程によりその例によることとされた同条に規定する電子情報処理組織を使用する方法そ

他の情報通信の技術を利用する方法により公安委員会等が行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項は別表第1のとおりとする。

(申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準)

第3条 規則第5条第1項及び規程によりその例によることとされた同項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の機能を備えたものとする。

- (1) 公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能
- (2) 公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて正常に通信できる機能

(申請等において記録すべき事項)

第4条 規則第5条第2項及び規程によりその例によることとされた同項に規定する本部長が必要と認める事項は、別表第2左欄に掲げる法令又は条例等について、それぞれ同表右欄に掲げる条項の規定に基づく申請等を行う場合における当該申請等をする者の電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。以下同じ。)とする。

(電磁的記録に記録すべき事項)

第5条 規則第5条第3項及び規程によりその例によることとされた同項に規定する者(同項の規定に基づき、書面等に記載され、又は記載すべき事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。)は、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録するものとする。

(申請等を行った者を確認するための措置)

第6条 規則第5条第5項ただし書及び規程によりその例によることとされた同項ただし書に規定する措置は、別表第2左欄に掲げる法令又は条例等について、それぞれ同表右欄に掲げる条項の規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)の用に供される電気通信設備(同条第2号に規定する電気通信設備をいう。)のうち当該申請等の用に供する部分(以下「申請部分」という。)をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレスごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの(以下「ワンタイムURL」という。)を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

(署名等代替措置)

第7条 規則第5条第6項ただし書及び規程によりその例によることとされた同項ただし書に規定する措置は、別表第2左欄に掲げる法令又は条例等について、それぞれ同表右欄に掲げる条項の規定に基づく申請等を行う場合において、同条第2項の規定により氏名又は名称を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該電子計算機に送信することとする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合の手続)

第8条 規則第6条第2項及び規程によりその例によることとされた同項の規定により、別表第2左欄に掲げる法令又は条例等について、それぞれ同表右欄に掲げる条項の規定に基づく申請等に係る書面等を提出しようとする者は、当該者に付与される番号、記号その他の符号を明らかにしなければならない。

(処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準)

第9条 規則第7条第1項及び規程によりその例によることとされた同項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて正常に通信で

きる機能を備えたものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

所管	手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項
公安委員会	1 群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）	第12条第1項
	2 警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）
	3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
	4 道路交通安全法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項（解任に係る届出に限る。）
本部長及び署長	1 群馬県情報公開条例	第12条第1項
	2 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）	第175条第1項及び第179条第1項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）、第186条並びに第190条第1項
	3 道路交通安全法	第78条第1項、第4項及び第5項
	4 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項（同項ただし書の申請等に係る手続等に限る。）

別表第2（第4条、第6条、第7条、第8条関係）

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項
1 警備業法	第16条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）
2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	第17条第1項
3 道路交通安全法	第78条第1項、第4項及び第5項

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
